

第 5 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成21年3月2日

開 会 中

場 所 第 3 委 員 会 室

平成21年3月2日（月曜日）

午前10時2分開議

午後0時29分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成20年度熊本県一般会計補  
正予算（第4号）

議案第4号 平成20年度熊本県母子寡婦福  
祉資金特別会計補正予算（第1号）

議案第17号 平成20年度熊本県のチッソ株  
式会社に対する貸付けに係る県債償還等  
特別会計補正予算（第1号）

議案第22号 平成20年度熊本県病院事業会  
計補正予算（第2号）

議案第24号 熊本県安心こども基金条例の  
制定について

議案第25号 熊本県障害者自立支援対策臨  
時特例基金条例の一部を改正する条例の  
制定について

議案第26号 熊本県妊婦健康診査支援基金  
条例の制定について

議案第27号 熊本県消費者行政活性化基金  
条例の制定について

議案第38号 指定管理者の指定について

議案第39号 指定管理者の指定について

議案第40号 指定管理者の指定について

議案第41号 指定管理者の指定について

出席委員（8人）

委員長 重村 栄  
副委員長 小早川 宗弘  
委員 中原 隆博  
委員 平野 みどり  
委員 大西 一史  
委員 城下 広作  
委員 船田 公子  
委員 山口 ゆたか

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 森 枝 敏 郎

次長 林 田 直 志

次長 坂 田 正 充

次長 東 明 正

首席健康福祉審議員兼

健康福祉政策課長 岡 村 範 明

社会福祉課長 坂 田 憲 久

少子化対策課長 吉 田 勝 也

高齢者支援総室長 岩 田 宣 行

高齢者支援総室副総室長 江 口 満

高齢者支援総室副総室長 橋 本 博 之

障害者支援総室長 前 田 博

障害者支援総室副総室長 米 満 譲 治

障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典

医療政策総室長 高 橋 雄 二

医療政策総室副総室長 末 廣 正 男

首席医療審議員兼

健康づくり推進課長 中 田 榮 治

健康危機管理課長 牧 野 俊 彦

薬務衛生課長 木 下 政 治

環境生活部

部長 村 田 信 一

次長 江 副 健 二

次長 駒 崎 照 雄

次長 中 山 寛

環境政策課長 植木野 史 貴

環境政策監兼

環境立県推進室長 森 永 政 英

環境保全課長 福 留 清 秀

水環境課長 小 嶋 一 誠

自然保護課長 久 保 尋 歳

廃棄物対策課長 山 本 理

廃棄物公共関与政策監兼  
公共関与推進室長 山 口 洋 一  
首席環境生活審議員兼  
水俣病保健課長 谷 崎 淳 一  
水俣病審査課長 田 中 彰 治  
食の安全・消費生活課長 山 地 あつ子  
消費生活政策監兼  
消費生活センター長 辻 本 英 子  
交通・くらし安全課長 高 野 利 文  
人権同和対策課長 佐 藤 幸 男  
人権センター長 福 岡 耕 治

病院局

病院事業管理者 若 本 隆 治  
総務経営課長 向 井 康 彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 中 村 時 英  
政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

午前10時2分開議

○重村栄委員長 皆さんおはようございます。関係者の皆さん方全部おそろいのございますので、ただいまより第5回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に6名の傍聴の申し出がっておりますので、これを認めることにいたしました。

次に、健康福祉部及び環境生活部から、不適正な事務処理に関する発言の申し出がっております。

まず、森枝健康福祉部長から、続けて、村田環境生活部長から発言をお願いいたします。

○森枝健康福祉部長 健康福祉部でございます。

物品調達に関する不適正な事務処理につきまして申し述べさせていただきます。

2月20日に開催されました決算特別委員会で概要を報告させていただきましたけれど

も、健康福祉部におきましても、預け金や差しかえなどの不適正経理が判明いたしました。県民の皆様、県議会並びに厚生常任委員会の皆様には、大変申しわけなく、心からおわび申し上げます。

今後このような不適正な事務処理が二度と起きないように、再発防止策の検討や職員の意識改革等に取り組み、職員一丸となって、一刻も早い信頼回復に努めてまいります。

まことに申しわけありませんでした。

○村田環境生活部長 昨年11月に当部自然保護課で判明いたしました預け金110万円余の不適正経理を契機にいたしまして、全部局において調査が実施されました。2月20日の決算特別委員会で概要が報告されております。

環境生活部におきましても、12の所属のうち4所属において、この5年間で170万円余の差しかえによる不適正経理があったことが判明いたしました。当部全体としては、先ほどの預けを合計いたしまして、合計280万円余の不適正経理があったこととなります。

不適正経理は、公金を預かるものとして決してあってはならないこととさせていただきます。県民の皆様の県への信頼を失墜させ、県議会並びに厚生常任委員会の皆様を初め県民の皆様方に、心からおわびを申し上げたいと思います。

現在、職員の意識改革や再発防止策に早急に取り組んでいるところでございまして、職員一丸となって、信頼回復に向け全力を挙げてまいります。

大変申しわけございませんでした。

○重村栄委員長 当委員会で2回目のこういう状況が出てきておりますが、職員の皆さん方、ここにおいでの方皆さん方だけでなく、職員の一人一人、隅々まで、公金という意識をもう一度しっかりと自分自身の心の中に刻み込んでいただいて、どうしたら県民の皆さ

ん方からお預かりしたお金をきちんと使えるか、そういった意識を持っていただくように再度徹底をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままで結構でございます。

それでは、初めに、森枝健康福祉部長から総括説明を、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○森枝健康福祉部長 本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、補正予算関係2議案、条例等関係5議案の合計7議案でございます。

まず、第1号議案の平成20年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額39億8,800万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容は、緊急経済対策関連として、安心子ども基金及び妊婦健康診査支援基金の造成、障害者自立支援対策臨時特例基金の延長、積み増し、さらに県社会福祉協議会が行う介護福祉士等修学資金貸付事業に対する補助等により、総額47億6,900万円余を計上しております。

この緊急経済対策分を除いた補正予算につきましては、後期高齢者医療給付費の県負担金が当初の見込み額を下回ったことなどによる総額7億8,000万円余の減額補正となっております。

また、平成20年度から平成21年度への繰越明許費としまして、保健所施設設備整備費ほか1事業で、3,300万円余をお願いいたします。

ほかに、県総合福祉センター等の指定管理

や平成21年4月1日から業務を開始する委託事業等につきまして、3月中に入札等の事務手続を終える必要がございますので、総額7億5,600万円余の債務負担行為を設定しております。

次に、第4号議案平成20年度母子寡婦福祉資金特別会計補正予算でございますが、これは、安心実現のための緊急総合対策として、母子家庭に対する生活資金貸付金の無利子限度額の拡充等が図られたことに対応するため、900万円の増額補正をするものであります。

以上、今回お願いしております健康福祉部の特別会計を含む補正予算の総額は39億9,700万円余の増額であり、補正後の予算総額は1,100億3,600万円余となります。

次に、第24号議案の熊本県安心子ども基金条例の制定について、第25号議案の熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について及び第26号議案の熊本県妊婦健康診査支援基金条例の制定についてでございますが、国からの交付金を緊急経済対策に関連する出産・子育て支援や障害者支援を拡充する事業経費に充てるため、基金を設置または延長するものであります。

次に、第38号及び第39号議案の指定管理者の指定についてでございますが、県総合福祉センター及び県健康センターの管理運営について、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、指定期間が本年度で満了するため、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

なお、今回の緊急経済対策予算のうち今年度発注分については、県の方針といたしまして、迅速な対応が必要なことから、金額によらず、指名競争入札により発注を行うこととしております。また、来年度発注分、さらには、後議の審議事項ではありますが、平成21年度当初予算についても早期発注に努めることとしております。

以上が今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係各課・総室長から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

補正予算の説明に先立ちまして、国の緊急経済対策に関する説明をさせていただきます。

お手元資料、別冊になってございます健康福祉部の緊急経済対策関連事業一覧の、A3判になっておりますが、1ページ目をお願い申し上げます。

それぞれの事業の詳細につきましては関係課から御説明申し上げますが、今回の2月補正予算及び来年度当初予算を合わせまして、健康福祉部では、事業名の欄、中ほどにございますが、14本の事業を予定しているところでございます。

左の方に大きく5つ項目分けをしておりますが、まず、第1点目の項目の介護従事者の処遇改善と人材確保に関する分野についてでございます。

2月補正予算では、介護福祉士等を目指す学生に修学資金を貸し付ける制度を支援いたしまして、福祉・介護分野への人材の参入促進を図ることとしております。

また、当初予算では、障害者自立支援対策臨時特例基金の対象事業として今回追加されました、進路の選択期にある学生への説明会や個別相談への支援のほか、資格は有しているけれども、現在は福祉、介護の分野の職から離れている、いわゆる潜在的有資格者の再就職を支援するための事業を予定しております。これらによりまして、福祉・介護人材の育成と定着の促進を図ってまいります。

次に、第2番目の出産・子育て支援の拡充に関する分野でございます。

安心して子供を育てることが出来る環境を

整備するための安心こども基金と、通常14回程度の受診が必要と言われ、現在、そのうち5回分まで公費負担を受けられる妊婦健診の費用につきまして、残りの9回分についても安心して健診が受けられるよう、市町村における公費負担を拡充するための妊婦健康診査支援基金の創設を予定しております。

いずれの基金につきましても、2月補正予算におきまして全額国庫で基金を造成し、事業の実施に必要な所要額を2月補正予算及び当初予算に計上しております。

次に、第3点目の障害者支援の拡充に関する分野でございます。

障害者自立支援対策臨時特例基金の延長、積み増しを初めとします4事業を予定しております。

当該基金につきましては、平成18年に基金を創設し、平成20年度までの3カ年の特例基金ということで障害者の自立支援に関する事業を実施してまいりましたが、今回の緊急経済対策を受けまして、当該基金の延長と積み増しを行うものでございます。2月補正予算におきまして全額国庫で基金の積み増しを行い、当初予算において所要の事業費を計上いたしております。

次に、第4点目の地域活性化・生活対策臨時交付金についてでございますが、これにつきましては、地域活性化等に資する事業のための費用として国からの交付が予定されておりますが、健康福祉部といたしましては、耐震診断の結果、改修が必要と判断された菊池保健所の耐震改修の費用と、災害発生時に被災地で人命救助や治療等を行います災害時派遣医療チーム、DMATと呼んでおりますが、の県内11圏域への設置を支援する2つの事業について当該交付金を充当することといたしております。

なお、この2本の事業につきましては、一覧表の右側の備考欄に記載しておりますが、事業の実施に相当の期間を要しますので、今

年度内の事業完了は困難であり、引き続き来年度にわたって事業を実施する必要があることから、予算を繰り越して執行することを予定しているところでございます。

最後に、第5点目の安心実現のための緊急総合対策でございますが、母子家庭に貸し付けを行っております母子寡婦福祉資金貸付金の拡充を行うことといたしております。

以上、緊急経済対策に関する事業として、平成20年度2月補正予算で総額47億7,800万円余、21年度当初予算で23億9,200万円余の事業費を計上いたしております。

それでは次に、今回の補正予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

先議分の委員会説明資料の2ページをお願い申し上げます。

まず、上段の社会福祉総務費の1の職員給与費でございます。

職員給与費につきましては、毎年1月1日時点の職員数とその給与額をもとに当初予算に計上しておりますが、今回の補正は、平成20年4月1日以降の人事異動や組織改編に伴う所要額の増減をお願いするものでございます。

なお、今回の補正予算におきましては、各課の説明欄に職員給与と記載しているものにつきましては、同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきたいと存じます。よろしくようお願い申し上げます。

次に、2の地域の縁がわづくり推進事業でございますが、NPO法人や社会福祉法人等が整備をいたします地域の縁がわの助成金等につきまして、所要見込み額の減により、265万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

それから、3の(1)の市町村派遣職員負担金につきましては、平成18年度から県の総合福祉相談所に熊本市の職員2名を受け入れております。その職員の今年度の職員給与費を派遣協定に基づき負担するものでござい

す。

次に、下段の(6)の介護福祉士等修学資金貸付事業費補助でございます。

これにつきましては、恐れ入りますが、先ほどの緊急経済対策の資料の2ページをお願い申し上げます。

人材が不足します福祉・介護分野への若い人材の参入を促進するため、介護福祉士等を目指す学生に修学資金の貸し付けを行う団体、具体的には県の社会福祉協議会を予定しておりますが、当団体に対しまして貸付原資及び事務費などの補助を行うものでございます。

事業の概要につきましては、2の事業概要にありますように、月額5万円の修学資金のほか、入学準備金や就職準備金をそれぞれ20万円ずつ貸し付け、卒業の日から1年以内に県内で介護等の業務に5年間従事することで、返還を免除することとしております。

先ほど御説明しましたとおり、国の緊急経済対策に対応して実施するものでございます。事業費の3億7,696万円につきましては、全額国庫でございます。

なお、実施に当たりましては、実施主体となります県の社会福祉協議会が具体的な要綱等を作成し、貸付事務を行っていくこととなります。

恐れ入りますが、もとの資料の4ページにお戻りいただきたいと思います。

中ほどの保健所費でございますが、説明欄の2の保健所施設設備整備費で菊池保健所の耐震改修を予定しております。

庁舎の耐震改修につきましては、平成27年度までに震災後の活動拠点である県の総合庁舎や保健所といった防災拠点施設の耐震化率を100%とすることを目標としております。

今回耐震診断で改修が必要とされました菊池保健所につきましては、国の緊急経済対策を活用いたしまして、所要の設計費、工事費を計上しているところでございます。

以上、課の補正予算といたしまして、総額4億9,321万円余の増額をお願いしております。

次に、5ページの繰越明許費でございます。

これは、先ほど御説明いたしました国の緊急経済対策に対応する事業でございます、公衆衛生費で199万1,000円、保健所費で3,169万6,000円の合計3,368万7,000円を計上しております。

次に、6ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の保健・医療・福祉関係業務につきましては、健康福祉部すべての課、総室に関するものでございます。小児救急電話相談事業、いわゆるシャープ8000でありますとか、県内10保健所で行います犬捕獲抑留等の業務など41業務、5億5,756万円余でございます。これらにつきましては、平成21年4月1日から業務を開始するため、3月中に入札等の事務手続を終え契約内容を確定する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

それから、下段の総合福祉センター管理運営業務についてでございますが、平成18年度から導入いたしました指定管理者制度につきまして、3年間の指定期間が満了いたしましたので、今年度新たに指定管理者の選定手続を行ったことから、平成21年度から平成23年度までの3年間につきまして債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

指定管理者の指定につきましては、別途議案を提出させていただいております。

ページが飛んで恐縮でございますが、40ページをお願いいたします。

40ページが議案でございます。41ページに概要をおつけしておりますので、そちらの方で御説明をさせていただきます。

総合福祉センターにつきましては、現在、熊本県身体障害者福祉団体連合会、三勢グループを指定管理者として指定をいたしまし

て、管理運営に当たっているところでございます。

今回の新たな指定管理者の選定手続に伴いまして、指定管理者の公募を行いました。申請がございましたのは、現在の管理者だけであつたため、今後も指定管理者として管理を行うことが適当であるかどうかにつきまして、2の審査結果等の3つ目の項目でございますが、審査に当たっての基本的な考え方、3つ挙げてございますが、これらに基づきまして審査を行いました。

審査に当たりましては、一番下段でございますが、庁外、庁内のメンバー7名によりまして実施をいたしました。

その結果、中ほどにございます選定理由でございますが、今回選定されました団体は、平成18年度から20年度にかけて当センターの指定管理を行っております。その実績も良好であること、それから、安定した基盤を有し、他の公共施設でも専門性を生かした効率的な管理を行うなど経費縮減の可能性が十分にあること、それから、提案があつた管理運営計画が、実施事業の実施により、当センターのサービス向上が期待できるというような理由から、引き続き管理運営を行うことが適当ということで評価を受けたところでございます。

健康福祉政策課関係は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、遺家族等援護費でございます。

723万6,000円の減額でございますが、右の説明欄のとおり、各事業の国庫委託金等の内示の増減、それから、次の8ページでございますけれども、見込み額の減に伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。

中ほどの生活保護総務費でございます。

これは、生活保護担当職員の給与、それから活動費を計上いたしておりますけれども、2,165万3,000円の増額でございますが、主なものは、1の生活保護事務費の減、それから4の19年度の事務費の国庫支出金の確定精算に伴います国への返納金でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

扶助費でございます。

1億2,836万円の減額をお願いするものでございます。

生活保護の扶助費で、内容は、1の平成19年度の金額の確定に伴います国への精算返納金でございます。2は、本年度の扶助について、当初より見込みが少なかった、特に医療費の減が大きかったと。それに伴います1億6,548万3,000円を減額するものでございます。

以上、社会福祉課で、総額1億436万8,000円の減額補正となっております。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

熊本市大江にございます引揚者住宅山の上団地の管理につきましては、平成18年度より、指定管理者でございます県住宅供給公社へ委託いたしております。3カ年の期間が満了しましたので、今回新たに同公社を選定し、3年間委託することにしております。これに伴う債務負担行為の設定でございます。

なお、指定管理者の選定につきましては、県営住宅を所管します土木部住宅課で行っております。

以上でございます。

○吉田少子化対策課長 少子化対策課でございます。

説明資料の11ページをお願いします。

内容につきましては、右の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。

まず、児童福祉総務費につきましては、B

の補正額の欄にありますように、総額20億1,800万円余の増額をお願いするものでございます。

説明欄の3. 児童健全育成費の(1)多子世帯子育て支援事業は、宝くじ収入の充当に伴う財源更正でございます。(3)児童健全育成事業は、放課後児童クラブの登録児童数、開設日数等が見込みより少なかったことによるもの及び宝くじ収入の充当等に伴う財源更正でございます。

5. 国庫支出金返納金は、平成19年度に受け入れた国庫補助金のうち、交付確定に伴い、国庫への返納が必要なものを予算計上するもので、その内容は、児童入所施設措置費の国庫負担金などでございます。

次の12ページをお願いいたします。

6. 安心こども基金積立金でございます。新規の事業になりますので、補足資料で御説明いたします。

先ほどの別冊の緊急経済対策関連事業一覧をごらんいただきたいと思います。

3ページをお願いいたします。

安心こども基金につきましては、1、概要にありますように、平成22年度までの間に、集中重点的に保育所の整備あるいは保育の質の向上のための研修事業などを実施するため、各都道府県に基金を造成するものでございます。

2、20年度2月補正予算としまして、本県への国からの配分予定額19億8,500万円余を積み立てるものでございまして、3にありますように、21年度当初予算につきましては、(1)保育所等整備事業として10億8,600万円余、(2)保育充実専門研修事業として800万円余を要求することとしております。

その次の4ページ、5ページ、こちらの方に厚生労働省の基金に関する資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、基金の財源は、全額国の子育て支援

対策臨時交付金となっております。

また、この補正予算案にあわせまして、安心こども基金条例案を提案しておりますので、これにつきましては後ほど御説明いたします。

説明資料に戻りまして、説明資料の12ページをごらんいただきたいと思います。

中段の児童措置費につきましては、1億2,600万円余の減額でございます。

内訳としては、まず、説明欄の1. 児童扶助費のうち、(1) 県措置に係る措置費の支弁6,300万円余の減額につきましては、児童養護施設への看護師配置が見込みより少なかったことなど、事業実施所要額の減によるものでございます。

3. 児童手当費につきましては、市町村の所要額見込み調査を行った結果、7,400万円余の減額をお願いするものでございます。

次に、同じページ、下段の母子福祉費でございます。

総額3,400万円余の減額でございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

2. 児童扶養手当支給事業費の(2) 扶助費は、児童扶養手当の受給者数の増加率が当初見込みより低下したことによる町村の所要見込み額の減による2,600万円余の減額でございます。

3. ひとり親家庭等医療費は、市町村の所要見込み額の減に伴うものでございます。

次に、中段の児童福祉施設費では、総額で7,600万円余の減額でございます。

1. 市町村保育施設運営費補助の特別保育総合推進事業は、事業実施箇所数の減に伴う3,300万円余の減額でございます。

2. 施設職員退職共済費は、社会福祉施設等に勤務する職員の退職金の一部を負担するものでございまして、単位金額及び施設職員数が当初見込みを下回ったことによる3,500万円余の減額をお願いするものです。

同ページ、下段、母子寡婦福祉資金特別会計繰出金として300万円余を計上しております。

これは、国の安心実現のための緊急総合対策への対応等に伴う繰出金、本体300万円及び運用益相当分21万円余の特別会計への繰り出しでございます。

以上、少子化対策課の一般会計補正予算といたしまして、総額17億9,000万円余の増額をお願いいたしております。

次の14ページをお開きください。

母子寡婦福祉資金特別会計につきまして、ただいま御説明いたしました一般会計から特別会計への繰り入れ300万円に加えまして、国からの借入金600万円、計900万円の増額補正を行い、生活資金の無利子枠の拡大等による生活資金の貸付件数、貸付額の増加に対応することとしております。

続きまして、32ページをお願いいたします。

安心こども基金条例について御説明申し上げます。

概要を次の34ページの資料で御説明いたします。

先ほど補正予算案で御説明いたしました都道府県に積み立てる安心こども基金の設置の根拠となります条例の制定でございます。

基金を設置する場合、地方自治法によりまして、条例で定めることとされておりますので、提案いたすものでございます。

内容の(1)アにございますように、名称は、安心こども基金としまして、ウからキでは、基金の運用関係のことを定めております。(2)に記載しておりますとおり、22年度までの事業期間であることから、23年12月31日までの基金の設置としております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室で  
ございます。

2月補正につきまして主なものを御説明いたします。

説明資料の15ページをお願いいたします。

老人福祉費でございます。

右側の説明欄2番、高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業につきまして、補助の対象とする事務費の基準単価が当初見込みを下回ったこと等によりまして、1,700万円余の減額補正を行うものでございます。

次に、3番、高齢者福祉対策費でございますが、幾つかここに掲げておりますが、入札による委託料の減及び国庫委託費の減等によりまして、400万円余の減額補正を行うものでございます。

4番の国庫支出金返納金につきましては、平成19年度分の在宅福祉事業費補助金等の精算返納金として1,300万円余を計上しております。

16ページをお願いいたします。

5番、介護保険対策費でございます。

(2)介護保険低所得者対策事業につきまして、市町村におきましての利用者負担軽減等対象者数が当初の見込みを下回ったことによりまして、1,100万円余の減額補正を行うものでございます。

(3)介護給付費県負担金交付事業につきましては、市町村における介護給付費の見込みが当初より下回ったことによりまして、1億6,800万円余の減額補正を行うものでございます。

(5)地域支援事業交付金交付事業につきまして、市町村における事業実施の見込み増によりまして、7,400万円余の増額補正を行うものでございます。

最後でございますが、6番、介護保険財政安定化基金積立金でございますが、市町村から毎年基金への繰り上げ償還をやっておりますが、当初の繰り上げ償還の見込みより減りましたことから、100万円余の減額補正を行うものでございます。

以上、高齢者支援総室全体としまして、1億1,821万7,000円の減額補正をお願いしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

社会福祉総務費の2の社会福祉諸費でございますが、(1)から(6)までの事業がございしますが、すべて障害者自立支援対策臨時特例基金による事業でございます。

まず、(1)の事業でございますが、平成21年4月に障害者自立支援法に係るサービス報酬等の改定が行われます。それに伴いまして、市町村ではシステムの改修が必要となりますが、その経費を助成することといたしております。改定内容が当初の見込みより多岐にわたることから、増額補正を行うものでございます。

次に、(2)の事業でございますが、障害者自立支援法の施行とともに、サービス報酬の算定方法が月払いから日払い方式に変更をされました。これに伴い減収になった施設、事業所に対して、激変緩和措置として、自立支援法移行前の報酬の90%を保障することとなっております。それに要する経費でございますが、見込みの減に伴う補正でございます。

それから、(3)の事業でございますが、サービス報酬の支払い、それから審査事務については国保連に委託をいたしております。21年4月のサービス報酬の改定に伴いまして、国保連と県、市町村、事業者を連携する管理システムの改修が必要となりまして、それに要する経費でございます。見込み額の増による補正でございます。

それから、(4)の事業でございますが、障害者自立支援法への移行を促進するために、サービス事業者がグループホーム、ケアホームを借り上げる際の敷金、礼金の補助、また、

障害者の方の職場実習を受け入れる企業に対して設備整備等の補助を行う事業でございます。見込みの額の減に伴う補正でございます。

それから、(5)の事業、(6)の事業、緊急支援事業で、(5)は県の事業、(6)は市町村の事業でございますが、(5)につきましては、障害者に対する地域の理解を促進するために、施設等が実施する地域住民への啓発等に要する経費でございます。見込み額の減に伴う補正でございます。(6)は市町村の事業でございます。障害者等に対して障害者福祉サービスの情報等を周知するための説明会、相談会を開催する必要があり、これに要する経費でございます。見込み額の減に伴う補正でございます。

18ページをお願いいたします。

18ページの一番下の6の事業でございます。

障害者自立支援対策臨時特例基金積立金でございます。

別冊の緊急経済対策関連事業の6ページをお願いいたします。

平成18年に障害者自立支援法が施行されて、その円滑な実施を図るために、平成18年から平成20年までの3年間の特別対策といたしまして、臨時特例交付金が平成18年の2月に交付されたところでございますが、今回新たに国の経済対策等に伴う交付金が交付され、平成23年度まで事業メニューを拡充いたしまして、基金事業を延長することとなりました。

前回の積立分でございますが、6ページの一番下でございますが、基金の積立金が15億7,900万円でございます。今回積立金が、17ページの一番下の欄でございますが、11億円余となっております。18年分と今回の分を合計いたしますと総額27億円の積立金になりますが、実はさらに追加配分が国の方から予定されておりまして、それを受けますと、基金の総額はさらに増額になる見込みでござ

います。

次に、もとの資料の19ページをお願いいたします。

身体障害者福祉費の3の重度心身障害者医療費でございます。

重度の心身障害者に対して医療費の助成を行うものでございまして、見込み減による補正でございます。

以上、総額14億円余の増額補正となります。

次に、条例関係でございます。

資料の35ページをお願いいたします。

議案第25号熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

概要につきましては、36ページで御説明をいたします。

条例改正の趣旨でございますが、障害者自立支援対策臨時特例交付金を活用する事業の実施期間等が延長されたこと等に伴いまして関係規定を整備するものでございます。

改正の内容につきましては、基金の設置目的の追加及び条例の期限の延長に関するものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○高橋医療政策総室長 医療政策総室でございます。

21ページをお願いいたします。

主な項目について御説明をさせていただきます。

まず、説明欄の2の(2)の高医療費市町村共同負担金でございますけれども、高医療費市町村として国の指定を受けてますと、基準を超えた医療費の一部を国、県、市町村で負担をいたしますけれども、指定を受けた市町村が1減したことによる減額補正でございます。

次に、3の国民健康保険制度安定化対策費でございます。

市町村が低所得者の方の保険料を軽減した

場合などに国、県、市町村で一部を負担しておりますが、その見込み額が下回ったことによる減額補正でございます。

4の国民健康保険広域化等支援基金事業でございます。

この基金は、市町村合併等による保険料の急激な負担増の緩和、医療費の増加や保険料の収納率の低下による収支不均衡などに対応するためのものでございます。今年度、2団体から、この基金を活用して、貸し付け及び交付の希望がございましたことから増額補正をお願いするものがございます。

22ページをお願いいたします。

1の(1)災害時派遣医療チーム支援事業でございますが、災害時派遣医療チーム、通称DMATと申しております。このDMATを設置する災害拠点病院に対し、ユニホームや医療用資機材の整備を補助するもので、国の追加経済対策に伴う増額補正でございます。

なお、今年度内に事業が完了しないおそれがございますので、あわせて、繰越明許費の設定をお願いしております。よろしく願いいたします。

(2)の医療施設等施設・設備整備費でございますが、医療用機器の整備1件の補助申請取り下げに伴う減額補正でございます。

次に、(5)の療養病床転換事業でございます。

病院または診療所が医療療養病床から老人保健施設等に転換する場合にその費用を補助するものがございますが、今年度は、補助の申請がなかったために減額補正をお願いするものがございます。

2の(1)後期高齢者医療給付費県負担金事業でございます。

これは、後期高齢者医療広域連合が実施しております医療給付費に対する県の定率負担金でございます。その所要額が見込みを下回ったことによる減額補正でございます。

(2)の高額医療費負担金でございますが、

これは、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを軽減するための負担金でございます。その見込み額が上回ったことによる増額の補正でございます。

(3)の保険基盤安定制度負担金でございます。

低所得者に対する保険料の軽減、また新たに保険料の負担が生じる被扶養者に対する保険料の軽減について、県及び市町村で一部を負担いたしますが、その見込み額が上回ったために増額補正をお願いするものがございます。

23ページをお願いいたします。

3欄目のへき地医療対策費でございます。

へき地診療所、へき地医療拠点病院に対し運営費の補助を行うものがございますけれども、診療派遣日数等の減に伴う減額補正でございます。

次に、看護行政費の看護師等養成所施設・設備整備事業でございます。

これは、来年度の新規開設2校に対する補助でございます。他補助の活用、学生定員の見直しによる補助対象額の減に伴う減額の補正でございます。

医療政策総室は、4億4,691万円余の減額をお願いしております。

よろしく願いいたします。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

24ページをお願いします。

まず、社会福祉総務費でございます。

1の社会福祉諸費は、育成医療費の所要見込み額の増によるものがございます。

次に、公衆衛生総務費でございます。

3の健康づくり推進費のうち、(2)特定健康診査等実施事業及び(3)市町村健康増進事業は、市町村における所要見込み額の減によるものがございます。

25ページをお願いします。

5の原爆障害者健康診断費は、原爆障害者健康診断事務費の所要見込み額の減によるものでございます。

6の原爆障害者特別措置費は、所要見込み額の増によるものでございます。

7の特定疾患対策費の(2)特定疾患治療費は、対象者数の増に伴う所要見込み額の増によるものでございます。

8の母子衛生費は、先天性代謝異常等検査の所要見込み額の増によるものでございます。

9の母子医療対策費は、未熟児養育医療費及び不妊対策事業の所要見込み額の増によるものでございます。

26ページをお願いします。

10の乳幼児医療費は、市町村における所要見込み額の増によるものでございます。

12の妊婦健康診査支援基金積み立てでございますが、別添の補足説明資料、緊急経済対策関連事業一覧の10ページ、最後になりますが、をごらんください。

妊婦健康診査支援基金の概要としてまとめておりますが、趣旨は、母体や胎児の健康確保を図る上で妊婦健康診査の重要性が高まっていることから、国の緊急経済対策に対応して、我が県でも基金を設置し、市町村が実施している妊婦健康診査公費負担の拡充を図るものでございます。

事業概要ですが、14回程度を必要とされる妊婦健康診査を妊婦の方々が受けられるように、現在地方財政措置されていない9回分について、国庫補助2分の1と地方財政措置2分の1により、市町村へ支援することが考えられています。この国庫補助相当分について、国から直接市町村に補助が行われるのではなく、国からの交付金を財源に県が基金を設置し、国の補正予算成立日から平成23年3月31日までの間、市町村に補助金を交付するものでございます。

事業内容としては、(1)妊婦健康診査支援

基金積立金11億4,300万円余で基金を造成するほか、この基金を取り崩して市町村へ補助を行う(2)妊婦健康診査費8,600万円余を今回の補正予算案でお願いしております。

もとの資料26ページにお戻りください。

12の妊婦健康診査支援基金積立金と13の妊婦健康診査費は、ただいま御説明したとおりでございます。

次に、予防費でございます。

2のハンセン病療養所等入所者家族生活保護費は、所要見込み額の減によるものでございます。

27ページをお願いします。

以上、合わせまして、12億6,103万4,000円の増額補正でございます。

28ページをお願いします。

健康センター管理運營業務につきましては、平成18年度から導入した指定管理者の指定期間が平成20年度で終了しますが、改めて平成21年度について指定管理者を指定するため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、37ページから39ページをお願いいたします。

議案第26号熊本県妊婦健康診査支援基金条例の制定についてでございます。

国の緊急経済対策に伴い、基金を設置し、市町村が実施している妊婦健康診査公費負担の拡充を図るものでございます。

詳細につきましては、先ほど補正予算案の説明の中で既に御説明いたしましたので、割愛させていただきます。

42ページ、43ページをお願いいたします。

議案第39号指定管理者の指定についてでございます。

この議案は、熊本県健康センター条例に基づき、財団法人熊本県総合保健センターを指定管理者として指定することをお願いするものでございます。

熊本県健康センターにつきましては、現在、

財団法人熊本県総合保健センターを指定管理者として指定し、管理運営を行っているところでございます。

今回、3年間の指定管理期間が終了することから、改めて指定管理者の公募を行いました。申請者は、財団法人熊本県総合保健センター1者のみでございました。このため、現在の管理者が引き続き指定管理者として健康センターの管理運営に当たるのが適当かどうかについて、選定委員会で検討を行った結果、選定理由にありますとおり、平成18年度からの3年間の実績が良好であるほか、人的・財政的能力も高く、地域や関係機関との連携も図られているなど、施設の管理運営を着実に実施する能力を有しており、指定管理者として適当との報告を受けました。

このようなことから、財団法人熊本県総合保健センターを指定管理者として指定することをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

補正予算関係でございますが、29ページをお願いいたします。

主な項目について御説明いたします。

まず、上から2段目の公衆衛生総務費でございますが、3億1,197万1,000円の減額ということでございます。

これは、右側の方の説明欄の大きな2番ですけれども、肝炎対策費でございます。今年度から始まりました肝炎対策事業につきまして、インターフェロン治療費の助成を行っておりますが、これの所要見込み額が当初見込みより減となったものでございます。減が3億2,000万円となっておりますが、これは当初予算では事業の開始年度ということもありまして、国の方で全国ベースで見込みました医療費の本県相当分ということで予算を計

上しておりましたので、現時点で所要見込み額が減となったものでございます。

それから、1つ飛びまして、一番下の予防費の欄でございますが、1,053万2,000円の減額になってございます。これは、右側の説明欄の大きな1番の(4)でございますけれども、感染症指定医療機関施設整備事業の減額でございます。これは、説明欄に、若干書いてございますが、山鹿市立病院の全面改築に伴いまして、感染症病床部分の施設整備につきまして補助予定でございましたが、事業主体の方で、補助手続と工事スケジュールが合わないというようなことで、最終的に補助申請が取り下げられたものでございます。

30ページをごらんください。

一番上の食品衛生指導費でございますけれども、5,473万円の減としてございます。これは、右側の説明欄の大きな3番でございますが、乳肉衛生費のBSE食肉検査体制整備事業でございます。4,400万円の減でございます。これはBSE検査に使用いたしますキット代でございますけれども、当初予算で国庫補助基準額で計上しておりましたが、入札により、購入単価が減額となったものでございます。

それから、一番下は元金となっておりますが、右側の説明欄、災害援護資金国庫貸付金の国への返還でございます。これは、市町村から県への償還を受けまして返還するものでございますが、市町村からの償還額が当初見込みより減額になったというものでございます。

以上で、当課合計で3億8,249万4,000円の減額補正となっております。

よろしく御審議をお願いします。

○木下薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の31ページをお願いいたします。

薬務費につきまして、薬事法改正に基づい

て医薬品販売に係ります登録販売者試験を本年度から実施しておりますが、その受験者が見込みを大幅に上回ったことにより手数料増に伴う一般役務費等の増と国庫委託金の内示増に伴います増額補正をお願いいたしております。

薬務衛生課としましては、922万3,000円の増額補正となっております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○重村栄委員長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号の訂正請求書が提出されておりますので、その訂正事項を含めて村田環境生活部長に総括説明を、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○村田環境生活部長 冒頭、おわびの案件でありますので、立たせて説明をさせていただきます。

今回御提案しております議案のうち、一般会計補正予算の繰越明許費の金額について、ただいま委員長の御説明にありましたように、訂正をお願い申し上げます。

光化学オキシダントの監視を行うための測定局設置について、当初年度内での事業完了を予定いたしておりましたが、入札後に設計金額等の誤りが判明し、再入札の必要が生じたため、工期が平成21年度にずれ込むことになり、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

詳しい経緯等については、後ほど担当課長から説明をさせていただきますが、今回の事務処理については、関係職員のミス及びチェック体制の不備によるものであり、弁明の余地はございません。

昨年11月以降の不適正経理問題に引き続きまして、今回の事務処理のミスといった件を引き起こしたことにつきまして、大変申しわけなく思っております。今後、事務処理の二

重チェックなど再点検を行い、再発防止に取り組む覚悟でございます。

県議会並びに厚生常任委員会の皆様を初め県民の皆様方に深くおわびを申し上げます。

それでは、環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

着座させていただきます。

今回御提案申し上げますのは、予算関係2議案、条例関係3議案の合計5議案でございます。

まず、平成20年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額6億500万円余の減額補正をお願いいたしております。

主な内容といたしましては、緊急経済対策関連事業として、地方消費者行政活性化基金の積み立てを初め、自然公園観光施設整備事業等の実施による増額及び水俣病総合対策費等扶助費が当初の見込みを下回ったことによる減額などでございます。

また、平成20年度から平成21年度への繰越明許費といたしまして、緊急経済対策関連の自然公園観光施設整備事業等の3事業分に加えて、先ほど設定額の増額をお願いした分と合わせまして、総額2億6,100万円余をお願いいたしております。

ほかに、指定管理者への管理運営業務等、平成21年4月1日から業務を開始する委託事業等につきまして、3月中に入札等の事務手続を終える必要がございますので、総額2億9,100万円余の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

次に、平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計補正予算でございますが、総額1億4,300万円余の減額補正をお願いいたしております。

主な内容としましては、チッソ株式会社の経常利益の増に伴う減額及び財源更正でございます。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせま

して、197億7,300万円余となります。

次に、第27号議案の熊本県消費者行政活性化基金条例の制定についてでございますが、これは、国の地方消費者行政活性化交付金を活用して、県または市町村における消費生活相談窓口の機能強化等の取り組みを図るために、基金を造成するものでございます。

次に、40号議案及び41号議案の指定管理者の指定についてでございますが、熊本県環境センター及び熊本県天草ビジターセンターの管理運営について、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、3年間の指定期間が本年度で満了するため、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

以上が今回の概要ですが、詳細につきましては、関係課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○楠木野環境政策課長 環境政策課でございます。

平成20年度2月補正予算についてでございます。

緊急経済対策関連事業につきましては、別添で補足説明資料といたしまして一覧表を添付しております。

補正予算の内容につきましては、関係各課より個別に御説明を申し上げます。

それでは、説明資料の46ページをお願いいたします。

環境政策課の補正予算でございますが、まず、一般会計につきまして御説明を申し上げます。

計画調査費でございますが、説明の欄をごらんください。

1. エネルギー対策費の(1)エネルギー対策促進事業費でございますが、これは委託料の執行残に伴う減でございます。次に、(2)交付金事務交付金事業でございますが、これは電源立地地域対策交付金事業に要する事務

経費でございますが、国の算定方法が変更になったことによる減でございます。

次に、公害対策費の1. 職員給与費でございますが、3,300万円余の減額となっております。これは、平成20年度の職員数及びその給与費の確定に伴い、当初予算計上額との差額を補正するものでございます。

職員給与費の補正につきましては、各課とも同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、職員給与費の補正の環境生活部総額は2,700万円余の減額となっております。

次に、2. 環境立県推進費の(1)干潟等沿岸海域再生推進事業及び(2)環境立県くまもと推進普及啓発事業でございますが、これは環境保全基金の内示減及び入札に伴う執行残に伴う減額補正でございます。

次に、チッソ県債償還等特別会計繰出金でございますが、これは48ページの3段目に特別会計分として出てまいりますけれども、特別県債の償還利子が減額になったことに伴う一般会計から特別会計への繰出金の減額でございます。

以上、合計で4,800万円余の減額となっております。

次に、特別会計でございます。

47ページをお願いいたします。

この47ページから次の48ページまでが特別会計の補正でございます。

47ページ全体と次の48ページの1段目が財源更正でございます。そして、2段目の特別県債によるチッソ株式会社への貸付金と3段目の特別県債償還利子が減額となっております。これは、例年9月と3月に発行する特別県債について、今年度は、9月分の発行を見送りまして、年間の発行額を3月にまとめて発行することとなったこと及びチッソ株式会社の決算の確定に伴いまして県への償還金が増額したこと等により、財源更正及び減額補正を行うものでございます。

以上、合計で1億4,300万円余の減額となっております。

続きまして、49ページの繰越明許費の設定でございますが、先ほど環境生活部長よりおわびと御説明をいたしましたとおり、議案の訂正をお願いしております。

お手元に配付しております訂正分の方の平成20年度繰越明許費の資料をごらんください。

内訳といたしましては、今回の2月補正で計上しております緊急経済対策関連事業分として、水環境課の地下水位観測井整備事業、自然保護課の鳥獣保護センター改修事業と自然公園観光施設整備事業の3事業分で2億840万円及びこのたび追加で修正をお願いいたしました環境保全課分の光化学オキシダント監視体制緊急整備事業5,321万円を加えまして、合計、4事業、2億6,161万円の設定をお願いしております。

なお、光化学オキシダント監視体制緊急整備事業分につきましては、経緯等を含め詳細をこの後環境保全課長より御説明をいたします。

50ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、環境センター管理事業につきまして、平成21年度から平成23年度までの3カ年で、6,480万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

68ページをお願いします。

これは先ほどの債務負担行為設定に係るものでございますが、熊本県環境センター条例第13条の規定に基づき熊本県環境センターの指定管理者の公募を行った結果、1団体から提案書類の申請があり、環境生活部指定管理候補者選定委員会で審査し、指定管理候補者を選定したことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会にお諮りするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○福留環境保全課長 環境保全課でございます。

立って御説明させていただきたいと思っております。

平成20年度繰越明許費の訂正分をごらんいただきたいと思います。

衛生費の備考欄、光化学オキシダント監視体制緊急整備事業(追加)について御説明させていただきます。

この事業は、県設置の光化学オキシダント測定局が、国の基準によりますと4局不足しているということから、20年度予算で4局を増設設置するという事業でございます。あわせて、監視、調査の補完の充実を図るため、大気環境測定車を追加導入するという2つの事業で構成されております。

そのうち大気環境測定車につきましては、3月末までに導入をいたしまして、4月から運用はできる見込みでございます。

光化学オキシダント測定局4局につきましては、平成20年6月に専門家で構成いたします光化学オキシダント測定局適正配置検討委員会を設けまして、9月までの間に場所の御検討をしていただきました。その結果、11月上旬に、上天草市、大津町、阿蘇市、甲佐町、この4カ所に設置することとし、その後具体的な設置場所につきまして市町村等と協議いたしまして、詳細を詰めた上で設計をしまして、本年1月20日に入札を行ったところでございます。

しかしながら、契約に至る前に、設計金額が約100万円高く積算しているという誤りがあることが判明いたしまして、再入札を行うこととなりました。

この誤りといいますのは、積算の中に契約保証費加算率というのがございます。これが0.04というパーセントでございますが、パーセントということをも十分理解せずに、本来ならばパーセントでございますので0.0004と入

力すべきところを、間違っ、解釈を十分せ  
ずに0.04と入力したがために、約100万円高  
く積算してしまっ、設計金額が約100万円  
高くなり、それに基づきまして予定価格を私  
が入れまして、そして入札に至ったというこ  
とでございます。完全な計算の誤りでござい  
ます。

再入札を行うこと、それから測定局の設置  
が、当初3月いっぱいというのが4月、5月  
半ばごろに恐らくなると思います。そういう  
おくれにつきまして、県議会並びに厚生常任  
委員会の皆様、それから入札に参加した企業  
の方々、そして県民の皆様におわびを申し上  
げます。

続きまして、座って御説明させていただきます。

説明資料51ページをお願いいたします。

公害対策費の説明欄の2. 生活環境保全施  
設等整備資金融資対策費、これは、中小企業  
者が公害防止施設等の整備を行う際の融資の  
ための金融機関に預託していた金額でござい  
ますが、融資申し出がありませんでしたので、  
100万円の減額補正をお願いするものでござ  
います。

次に、公害規制費の説明欄1. 公害防止指  
導費の大气生活環境対策事業16万円余の減額  
分でございます。これは騒音調査関係の入札  
の残でございます。

説明欄2. 公害監視調査費1,985万円余の  
減額補正でございます。

これは、(1)の環境放射能水準調査、(2)の  
化学物質環境汚染実態調査に関する国庫委託  
金の内示減、それから、(3)大気環境測定機  
器更新事業、(4)光化学オキシダント監視体  
制緊急整備事業のうち、先ほど申し上げまし  
た測定局4局以外の部分、大気測定車導入、  
これの入札に伴う執行残の分でございます。

以上、環境保全課、175万7,000円の増額補  
正でございます。

よろしくをお願いいたします。

それから、続きまして、52ページをお願い  
いたします。

債務負担行為をお願いしております。

これは、石綿健康被害救済基金拠出金に関  
しまして、1億1,608万円の債務負担行為を  
お願いするものでございます。

内容につきましては、石綿による健康被害  
の救済に関する法律、平成18年施行でござい  
ますが、その法律に基づきまして、石綿によ  
る健康被害を受けた方やその遺族に対する救  
済給付を行うために、石綿健康被害救済基金、  
基金が独立行政法人環境再生保全機構に設置  
されております。その基金には、国、県、企  
業それぞれ負担するということになっており  
まして、本県の負担分でございます年1,451  
万円を21年度以降8年間債務負担行為をお願  
いするものでございます。

環境保全課は以上でございます。よろしく  
御審議のほどお願いいたします。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

説明資料53ページをお願い申し上げます。

上から2段目の計画調査費をお願いしま  
す。

右端の説明欄1. 公営企業貸付金でござい  
ますが、これは、企業局の資金不足を補てん  
するために一般会計から貸し付けを行う仕組  
みとなっております。当初で見込み額4億  
9,200万円を計上しておりましたが、今年度  
は、企業局におきまして企業債の資本費平準  
化債が発行されることに伴って、貸付金1億  
9,800万円の減額を行うものでございます。

次に、公害対策費の説明欄1. 地下水保全  
対策費でございますが、(1)地下水位観測井  
整備事業3,300万円につきましては、現在県  
で、県内29の観測井を設けておりまして、地  
下水位の常時監視を行っているところでござ  
いますが、水位の変動を把握するために、今  
回新たに2カ所の観測井整備を行うための増  
額補正であり、国の追加経済対策の一環とし

て行うものでございます。明許繰り越しをお願いしているところでございます。(2)の市町村派遣職員負担金は、給与改定に伴う増額補正でございます。

次に、公害規制費の説明欄1. 公害監視調査費でございますが、地下水質監視事業の入札残に伴う400万円の減額補正でございます。

水環境課は、1億6,900万円余の減額補正をお願いしているところでございます。

よろしく御審議お願い申し上げます。

○久保自然保護課長 自然保護課でございます。

平成20年度の2月補正について御説明申し上げます。

説明資料の54ページをお願いいたします。

鳥獣保護費につきまして、説明欄の2でございますけれども、鳥獣保護センター費におきまして、鳥獣保護センター改修事業1,800万円ほど計上しております。これにつきましては、鳥獣保護センターの老朽化等倒壊のおそれのある野鳥園、料金徴収所、トイレ等の撤去費用でございます。

また、観光費につきまして、説明欄の2でございますけれども、観光施設整備事業費におきまして、自然公園観光施設整備事業1億5,700万円余計上しております。これにつきましては、小岱山県立公園の赤田地区ほか県内13カ所の自然公園施設の駐車場や公衆トイレ等の補修等、利便性の向上を図るための事業でございます。

いずれも経済対策の一環で実施するものでございます。

自然保護課の予算につきましては、これらの事業を加えまして、1億7,600万円余の増額となります。

なお、先ほど説明いたしました鳥獣保護センター改修事業費及び自然公園観光施設整備事業につきましては、説明資料の49ページに掲載しておりますけれども、繰越明許の対象

としております。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。

説明資料の55ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、鳥獣保護センター管理運営事業につきまして、1,371万1,000円計上しております。これにつきましては、鳥獣保護センターの平成21年度分の管理委託料でございます。

また、天草ビジターセンターの管理運営業務につきまして、996万円計上しております。これにつきましては、指定管理者による天草ビジターセンターの平成21年度から23年度までの管理委託料でございます。

よろしくをお願いいたします。

続きまして、説明資料70ページをお願いいたします。

議案第41号の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

天草の上天草市にあります天草ビジターセンターの指定管理者につきまして、その候補者として特定非営利活動法人上天草アクティブセンターを選定いたしましたので、今回指定の承認をお願いするものでございます。

指定に係る経緯等につきましては、次の71ページで御説明申し上げます。

選定の経緯につきましては、昨年度公募を行い、1件の応募がありました。今年1月20日に選定委員会を開催し、先ほど申しました上天草アクティブセンターが指定管理候補者として選定されたところでございます。

県といたしましては、自然公園法上の博物展示施設という施設の性格を踏まえ、施設の管理だけでなく、自主事業の運営につきましても、自然や環境に関して積極的に取り組むものとなっており、また、経費節減にいたしましても、当施設と隣接する上天草市松島展望休憩所とも相互機能を生かしたものとなっていることなど、指定管理候補者として適当であるとの意見を受けております。

指定管理者への指定についてよろしく御審議をお願いいたします。

自然保護課の説明は以上でございます。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の56ページをお願いいたします。

左側、環境整備費につきまして、総額2,922万5,000円の増額をお願いしております。

右側の説明欄1の産業廃棄物対策費の670万円余につきましては、入札に伴う執行残による減額でございます。

2の産業廃棄物等特別対策事業費は、産業廃棄物税収の活用により行う事業でございます。

まず、(1)の管理型最終処分場立地交付金事業につきましては、新設、増設される産業廃棄物の管理型最終処分場が立地します市町村への交付金でございますが、今年度交付対象となります施設の新・増設がございませんでしたので、減額をするものでございます。

(2)の産業廃棄物リサイクル等推進事業につきましては、補助金の所要額の減によるものでございます。

(4)の産業廃棄物税基金積立金につきましては、産業廃棄物税収を活用して行います事業に充てた残額を後年度の事業等に充てるために積み立てるものでございます。そのため、少し上に戻りますが、大きな2の産業廃棄物等特別対策事業費全体で3,590万円余の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

資料の57ページをお願いいたします。

公害保健費でございますが、総額7億8,700万円余の減額補正をお願いいたしております。

その内訳につきましては、右側説明欄により御説明をさせていただきます。

まず、公害被害者救済対策費につきましては、1,390万円余の減額補正をお願いしております。このうち、(2)の環境・福祉モデル地域づくり推進事業1,300万円余の減額につきましては、補助対象の市、町の要望額が当初見込みを下回ったことによる所要見込み額の減でございます。

次に、水俣病総合対策事業につきまして、8億600万円余の減額補正をお願いしております。このうち、(1)の水俣病総合対策費等扶助費1億1,200万円余の減額につきましては、保健手帳を所持しておられる方に支給しております医療費等の所要見込み額の減によるものでございます。

(2)の水俣病総合対策事業の800万円余の減額は、健康管理事業における健康診査の受診者の減による所要見込み額の減でございます。

(3)の胎児性・小児性患者等にかかわる地域生活支援事業における3,500万円余の減額につきましては、補助事業者の要望額が当初見込みを下回ったことによる所要見込み額の減によるものでございます。

(4)の新救済策推進費6億5,000万円余の減額につきましては、新救済策推進事業当初予算9億3,000万円のうち、療養手当等の扶助費相当分として減額するものでございます。

なお、新救済策実施に伴う準備経費として見込んでおります2億8,000万円余につきましては、与党PTでの審議が現在進んでおりますので、実現したときにはすぐにでも動けるように引き続き計上いたしております。

次に、国庫補助の額の確定に伴う国庫支出金返納金3,200万円余の増額補正をお願いいたしております。

これは、昨年度の水俣病総合対策事業におきます当初見込みより実績が下回ったことによります精算返納金でございます。

以上、7億7,326万7,000円の減額補正をお願いいたしております。

次に、58ページをお願いいたします。

水俣病総合対策事業等委託事務で8,600万円余の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

これは、総合対策事業における熊本県国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金に対するレセプト集計事務の委託に早期に着手するための債務負担行為の設定でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

資料の59ページをお願いいたします。

下の段の公害保健費につきまして、2,144万円の減額補正をお願いしております。

説明欄にございますように、水俣病認定申請後1年を経過した方などに医療費等を支給しております治療研究事業扶助費が見込み額を下回ることにより減額するものでございます。

次に、資料の60ページをお願いいたします。

水俣病認定検診室賃借につきまして、59万1,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、水俣市立総合医療センターの診療室等を借り受けて実施しております水俣病認定検診業務につきまして、来年度も早期に着手するための債務負担行為の設定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○山地食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

資料の61ページをお願いいたします。

消費者行政推進費につきまして、2億3,20

0万円余の増額補正をお願いいたしております。

まず、2の(1)は、地方消費者行政活性化基金の造成、積み立てに伴う2億6,000万円の増額、(2)は、金融関連消費者教育推進事業における執行見込みの減に伴う83万円余の減額でございます。

なお、(1)の地方消費者行政活性化事業につきましては、後ほど補足説明資料で御説明させていただきます。

次に、3の消費生活センター費につきまして、(1)の消費生活相談事業における執行見込みの減に伴う60万円の減額、また、(2)の運営費の財源更正でございますが、12月補正でお認めいただきました消費生活センター移転費用の一部に地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を充当したことによるものでございます。

次に、別冊の補足説明資料、当部の緊急経済対策関連事業一覧の2ページをお願いいたします。

地方消費者行政活性化事業について概要を御説明申し上げます。

当事業は、緊急経済対策関連の地方消費者行政活性化交付金を活用して基金を造成し、平成21年度から平成23年度までの3年間を集中取り組み期間として、県や市町村の消費生活相談窓口の機能強化等消費者行政の活性化を図るための事業に取り組み、地域の安全、安心な消費生活の確保に資するものでございます。

なお、国においては、平成20年度2次補正予算で150億円を措置予定であり、本県におきましては、基金積立金として2億6,000万円の補正予算をお願いしております。

また、平成21年度に実施予定の事業につきましては、市町村への補助金を含め当初予算におきまして、8,700万円余の措置をお願いすることといたしております。

次ページに事業全体の仕組みや基金を活用

した事業メニュー、事業実施スケジュールを図にしたものを添付させていただいておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

続きまして、説明資料の65ページをお願いいたします。

第27号議案の熊本県消費者行政活性化基金条例の制定についてでございますが、ただいま御説明申し上げました県及び市町村における消費者行政の活性化を図るために必要な経費に充てるため基金を設置する必要があることから制定をお願いするものでございます。

なお、この条例は、附則にございますとおり、公布の日から施行し、平成23年度までの事業期間終了後、清算手続等を考慮いたしまして、平成24年12月31日までで失効することといたしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高野交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課でございます。

資料の62ページをお願いいたします。

2段目の交通安全対策促進費でございますが、交通安全総合対策費47万5,000円の減額につきましては、交通安全推進連盟等補助における補助金の削減でございます。

次に、諸費、説明欄の社会参加活動推進費85万円でございます。これは、犯罪被害者等支援推進事業におきます国庫委託金の減によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○佐藤人権同和対策課長 人権同和対策課でございます。

資料の63ページをお願いいたします。

上段の諸費でございますが、1の人権啓発推進費のうち、人権啓発活動市町村委託事業で973万円の減額をお願いしております。

この事業は、市町村が講演会などの人権啓発活動を行うためのもので、全額国庫金でございます。これは国庫委託額が確定したことに伴う減額でございます。

下段の社会福祉総務費でございますが、2の地方改善事業費で53万円余の減額をお願いしております。これは指導事務費の国庫補助額の確定等に伴う減でございます。

以上、総額で935万円余の減額をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○福岡人権センター長 人権センターでございます。

説明資料の64ページをお願いいたします。

諸費の人権啓発推進費の(2)の広報・啓発事業で782万円余の減額をお願いいたしております。

この事業は、県民の人権意識の高揚を図るために、テレビ、新聞などを活用いたしまして広報活動を行うものでございますが、国庫委託額が確定したことなどに伴う減額でございます。

総額で1,532万円余の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○福留環境保全課長 環境保全課でございます。

先ほど平成20年度繰越明許費の件で御説明をさせていただきましたが、ちょっと説明が足りませんでしたので、追加で御説明させていただきます。

先ほど、設計する金額の中で、契約保証費加算率を0.04と入力すべきところ、パーセントであるというのを十分理解せずにそのまま入力してしまって、本来0.0004と入力すべきところを0.04で入力したために、約100万高く積算したということを申し上げます。

その高く積算した金額をもとに予定価格を入れて、そして次に、工事の場合には最低制限価格を設定するというもう1つございます。その最低制限価格の考え方も、本来の考えは、2通りの最低制限価格の計算をして、その安い方の最低制限価格にランダム係数、これは機械が自動的に掛ける係数でございますが、それを掛けて最低制限価格にするということでございましたが、その2つの方法といますのは、予定価格の85%が一つの方法、もう一つの方法は、直接経費プラス共通仮設費プラス現場管理費の60%、この3つを足し合わせた額。この2つの方法で算出した額の低い方にランダム係数を掛けて、そして最低制限価格とするという、これはこういう考え方は公表されたやり方でございますけれども、それを十分担当の方で理解せずに、片方の予定価格の85%を最低制限価格として出して、これにランダム係数を掛けて最低制限価格にしたということで、もともとの積算基礎そのものが間違っているわけでございますけれども、さらにその間違いをもとにして最低制限価格の計算もそのようにしてしまったということがございます。

申しわけございません。追加で御説明させていただきます。

ありがとうございました。

○重村栄委員長 次に、若本病院事業管理者に総括説明を、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

○若本病院事業管理者 立って御説明させていただきますと思います。

議案の説明に先立ちまして、去る1月29日に発生いたしました火災の件につきまして御報告を申し上げます。

まず、火災の発生に伴い、患者の皆様並びにその御家族の皆様に大変な御迷惑と御心配をおかけするとともに、県議会の皆様を初め

県民の方々に御心配をおかけしましたことに対しまして、心よりおわびを申し上げます。

火災発生の概要でございますが、最も重篤な患者の皆様が入院されている病棟内で、昼間から夜間にかけて、二度にわたり火災が発生し、職員が初期消火に当たり、1度目は出火の25分後に、2度目は10分後に鎮火が確認されたものでございます。

火災発生に際しましては、消防署への通報を行うとともに、直ちに患者の皆様の避難誘導を行い、全員の無事を確認しております。

何よりも患者の皆様にけが等がなかったことが幸いだったと思っておりますけれども、常に多くの患者の皆様が入院や外来に来られており、火災は絶対あってはならないことで、今後はこれまで以上に火災防止等に努めていかなければならないと、改めて肝に銘じたところでございます。

現在、院内の医療安全管理対策委員会において、当院の職員の行動、日常の安全管理のあり方等について、体験に基づいた検証を行い、危険物の病棟内への持ち込みのチェックの強化を図ったところでございますが、今後、火災を発生させないための対策や火災発生時の消火、避難誘導対策等について、さらに具体的な検討を進め、万全の防火対策を講じてまいる所存であります。

それでは、座って説明させていただきます。

続きまして、本議会に提案しております病院局関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係1議案でございます。

第22号議案の平成20年度熊本県病院事業会計補正予算でございますが、収益的収支における収入面で9,100万円余、支出面で9,200万円余のそれぞれ減額補正をお願いしております。

その主な内容は、収入面では、新規外来患者の抑制等に伴う外来及び入院収益の減、支

出面では、職員の新陳代謝及び減員に伴う給与費の減、光熱水費等の節減及び委託業務の入札に伴う経費の減等を計上しております。

ほかに、平成21年4月1日から開始いたします委託業務等につきまして、債務負担行為の設定をお願いしております。

これによりまして、病院局の補正予算後の予算総額は、収益的収支におきましては、収入面で14億6,600万円余、支出面で14億6,500万円余となり、収支の均衡を確保する見込みでございます。

以上が今回の議案の概要ですが、詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○向井総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

お手元の説明資料73ページをお願いいたします。

予算の総括表でございます。

平成20年度2月補正予算につきましては、収益的収支の収入は、当初の想定以上に患者数が減となったことによりまして、9,100万円余の減をお願いしております。支出も、委託料の見直し、経費の節減等を行い、9,200万円余を削減いたしまして、損益は、若干ではございますが、黒字を確保できる見込みでございます。

74ページをお願いいたします。

支出の内訳でございますが、右側の説明欄をお願いいたします。

給与費につきましては、3,400万円余の減をお願いいたしております。

材料費は、病院給食の材料費等でございますが、患者数の減に伴いまして、2,000万円余の減をお願いしております。

経費につきましては、委託内容の見直しや賃借料の減等によりまして、4,300万円余の減額をお願いしております。

その他、減価償却費、資産減耗費は、医療器械の更新に伴うものでございまして、増額をお願いしております。

75ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

平成21年度4月1日から業務を開始いたします施設管理費等の業務委託等につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○重村栄委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。

時間もかなりたっておりますが、引き続き審査を続けてまいりたいと思いますので、皆さん方の御協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、議案等についての質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 個別の案件を聞く前に、ちょっと総括的に各部長に意見を聞きたいと思っております。

今回の補正予算の中で、国の緊急経済対策のことは項目が大変多いと思っております。かつてない緊急経済対策で、恐らく関係する課の皆さんも、各市町村と連携をとりながら、いろんな予算の組み立ては大変だったというふうに思います。

ところが、何かいろいろと国とかいろいろな毎日言われるが、メディアで聞く部分は、国は余り景気対策をやっていないとか、いろいろとスピードが遅いとか、いろんなそういうことで、イメージ的には何か全然やっていないようなイメージが一般国民には受け入れられているんじゃないかと。

特に定額給付金の2兆円だけが大きくクロ

ーズアップされて、全体で75兆円で、そのうちの2兆円、それに話題が集中して、73兆円と、第1次、第2次、せいぜい21年度予算も含めてなんですけれども、アメリカの72兆円よりも多いという金額をやっていながら、なかなかこうやって個別に見ると、細かくいろいろやっている。そういうのが余り知られていないと。本当にこういう意味では残念だというふうに思っております。

そういう意味で、ある意味では、各部、今までの補正予算とかいろいろありましたけれども、国もありましたけれども、今回こういう感じでやっている部分に対して率直なちょっと感想をお聞かせ願いたいと思います。

○重村栄委員長 どなたからか、順番でどうですか。——健康福祉部長。

○森枝健康福祉部長 経済対策につきましては、県もその一端を担っているというもとで、なるだけ一日も早く実施に移すことが一番大事なかなと思っておりますので、実際、21年度当初予算を含めまして、できるだけ早く実施に移してもらいたいというふうに考えております。

○村田環境生活部長 今回の経済対策につきましては、実は、案としましては、この何倍という数を出して財政と検討いたしました。実質的に経済対策の効果があるかどうかという視点が片一方ある一方、我々としては、正直なところ、これまでできなかった事業ができるということで、そういう意味では、例えば地下水位であるとか自然公園内のトイレとか、そういう事業もできるということで、いわゆる公共対策事業という形で今まで積み残っていたものもできるようなことは非常にありがたかったというのがまず第一印象に持ちました。

それで、それぞれ事業をやる際に、今回の

景気対策の、特に政府と連動した景気対策の一環であるということを一環に出しながら、それぞれ所管のところでも事業に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○重村栄委員長 病院局はいいですね。

○城下広作委員 いいです。

そういうことで、両部長もですね、私はかつてない経済対策を国が打ち出したと。そして、地方がそれをうまく使う、それが滞りなくやる。残念ながら国がその予算すらなかなか審議ができなくてずれ込むような形。一方で、景気をやっていないという批判というのは、これはちょっと違うんじゃないかというふうに冷静に見ていかなきゃいけないということを、あえてこの景気対策、補正予算の中にかなり散りばめられていますから、この辺はちゃんと情報提供しながら、着実にやっているということだけは認識しておかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

それで、個別の部分で何点かちょっと教えていただきたいと思いますが、例えば、2ページの部分の介護福祉士等修学資金貸付事業、これも大変こういう流れの部分で今回出てきたわけですが、この金額で大体何名の希望者の方がいる意味では利用できるのかという、そういう人数的にもしわかるのであればということと、この妊産婦健診の支援基金の積み立てなんですけれども、これは内容よく私も勉強させていただきました。通常だったら大体平均14回なのが、今までは——昨年ちょうど4月に5回にやっとなったんですけれども、さらにバージョンアップすることで大変画期的なことなんですけれども、これは基本健診なんですね。基本健診から外れるような項目が結構実際には行われるというふうに聞いているんですけれども、その辺が大体どのくらいかかるのか、もしわかればちょっと教えていただきたいと思いま

す。

基本的には、基本健診で全部おさまると実質手出しがないということで大変喜ばれるんですけども、14回の基本健診以外にも実際は負担が要るんだというようなことを聞いているものですから、この辺がちょっと詳しくわかれば教えていただきたいというふうに思います。

以上、2点だけ。

○岡村健康福祉政策課長 最初のお尋ねの件でございますが、2ページでございますように、月額5万円、入学準備金20万、就職準備金20万ということになっております。

同程度の特に②、③がどの程度需要があるかわかりませんが、私どもとしては、大体60名から70名程度の枠としてあるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。2年制と4年制大学それぞれあるものですから、ちょっとその辺は見込みでございますけれども。

以上でございます。

○中田健康づくり推進課長 妊婦健康診査基金のことについてでございますけれども、基本健診については、全額、妊婦さんにとりましては無料でございますけれども、その他の例えば歯科、歯周健診とかにつきましては負担が生じるというふうになっております。細かい健診内容につきましては手元にちょっとございませぬが、基本的な部分だけが今回の交付金の対象となっているわけでございます。

○城下広作委員 14回無料健診拡充したといっても、決して一切負担がないという、これの誤解が生じるんじゃないかということをちょっと心配するものですから、この辺は市町村と連携として、5回が14回になる、絶対もう全然要らなくなる、そういうふうに考えら

れると若干問題がありますよということは少し教えてあげていただいた方がいいのではないかと思います。

委員長、済みません、もう1点だけよろしいですか。

○重村栄委員長 どうぞ。

○城下広作委員 それと、消費者センターですね、県庁の部分でこちらの流れになるというふうに期待しているんですけども、ただ、この審議もなかなか進まずに、ちょっと置いておかれるような国の状況なんですけど、ただ、これの心配に対して、例えば熊本県がその運用も実際にやっていく準備にちょっとなかなか踏み込めないとか心配事があるというのが特段あれば、今国のちょっとその辺の話が進んでないものだから、これの心配事というのは何かありますでしょうか。

○山地食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

おっしゃったとおり、消費者庁の設置法案等の審議については不透明な部分が多いところでございますけれども、今回の補正予算が通りますれば、そしてこの2億6,000万円の基金が措置されれば、我々としては、これをしっかり活用して活性化をしていけば、現場レベルで特段大きな問題は生じないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 わかりました。

○重村栄委員長 よろしいですか。

○城下広作委員 はい。

○大西一史委員 ちょっと今せっかく消費者行政のことで出ましたので、ちょっとお尋ね

します。

今回基金を造成されるということですが、基金をつくるということで、各都道府県は、たしか政府に対して何か計画書みたいなものをしっかり出さなきゃいかぬというふうなことを、以前そういうことを義務づけるというような方針が政府側にあったというふうに聞いていたんですけれども、そこについてどういった状況になっているのか、計画書あたりをきちんと出しているのか、その内容がどうなのかですね。だから、基金をつくただけじゃなくて、さっき、ここにも書いてありますけれども、幾つか基金の中身、どうやって事業をやっていくのかという部分に関して、これから考えるというんじゃないかなにかいぬのかなという部分もあります。

ただこれは、先ほど城下委員も御指摘されたとおり、なかなか国の予算が決まらぬことによって現場でも混乱した部分があるかと思いますが、この基金が、どのぐらい、どういったものに活用できるのかという点についても、あわせてちょっと教えていただければと思います。

○山地食の安全・消費生活課長 食の安全・消費生活課でございます。

基金を毎年度取り崩して活用してまいりましてでございますけれども、来年度の具体的な事業につきましては、後議で、当初予算の中身で御説明申し上げることとなるかと存じます。

具体的な中身についてでございますけれども、別冊の補足説明資料の3ページに大体のスキームをお示ししておるところでございますけれども、先生がおっしゃられた計画につきましては、県としては国に対して2つ事業計画等提出することにしております。

まず1つ目が、今回3年間の集中計画ということになっておりますので、その3年間の方針等を定めました活性化計画というもの

を定めて提出する必要があると思います。また、毎年度の事業計画につきましても、これを策定して提出する必要があるところがございます。これらにつきましては、県の方で市町村にそれぞれ御提出いただいて取りまとめをした上で、県としての計画を策定して提出することとなっております。

これらの計画につきましては、一応4月に提出する予定で今準備を進めておるところでございます。市町村に対して、この基金を活用した事業メニューというところがございますように、センターの新規設置でございますとか、また、センターの設置が難しい部分につきましては、センターの窓口をまずは設置して充実化していく、また、相談員の養成事業、レベルアップでございますとか、弁護士等の専門家を活用したような窓口の高度化、また、それぞれがオリジナルで考えてくる事業につきまして今現在ヒアリングを行っておるところでございます。できれば3月中に市町村の計画をまとめいただいて提出いただいて、4月中に本県の計画をまとめて国の方に提出したいというふうに考えておるところでございます。

現在、市町村の方では、例えば人吉市等、センターの新規設置をお考えになるところ、また、そういうのが難しくても、皆さんオリジナル事業をお考えいただいております。全体として来年度は8,700万円余の取り崩しを考えておるところでございます。

以上でございます。

○大西一史委員 具体的には、新年度のことについては、また後議で御説明があるというふうに思いますので、そこまで踏み込んで、ありがとうございました。

いずれにしても、これは3年分の活性化策といえますか、ということで、国も消費者行政の一元化ということと地方消費行政を拡充

していこうというこの流れの中で、これ、ずっともう予算決まる前から計画していた話ですよね。それに伴って当然消費生活センターでしたっけね、県のね、も県庁の方に来るといふことで、施設の統廃合もあると。そういうことで、かなり、前の委員会でも申しあげましたけれども、市町村との連携も含めて相当これは充実させていかないといかぬ。せっかくこういった予算というか、基金もあることですから、この際本当に——今消費者の問題いろいろ起きているのがたくさんございます。条例の部分もありますので、そういったものも含めて充実強化をしていただきたいということをお願いしておきます。

それと、ちょっと続けてよろしゅうございますか。

○重村栄委員長 どうぞ。

○大西一史委員 指定管理者の選定の件なんですけれども、幾つか今回健康福祉部、それから環境生活部ということが出ていますけれども、これはすべて、説明があったところは1件の応募ということなんですけれども、もう複数の応募があったというか、そういうところはないですよ。ありませんよね。

そういうことであればある程度わかるんですが、熊本県のホームページで、各施設の指定管理候補者選定情報というのが実は載っています。私、これ、ずっと眺めてみて、まだ決まってもいないのに、一応候補と書いてあるからいいんでしょうけれども、もう指定期間が21年の4月1日からということ、指定管理者、もうこの中にきちとうたい込んでありますけれども、大体この選定委員会ですかね、それで決まったことを議会で議決するので、ひっくり返ったときは、ここが変わるといふことになるんだろうと思いますけれども、こういうものは、やっぱり発表するときにはもう少しちょっと丁寧な説明がないとい

かぬのかなと。これは直接的には行政経過の問題だろうというふうに思いますけれども、それぞれのこの施設を所管しておられる課におかれては、こういう基本的にはこの指定管理者の選定というのは、それぞれの課が中心になって、部なり何なりで行っていくということでもありますから、どういう経緯で何件応募があって、そのうちの何件でこういう基準でということ——この中には何件というのは書いてないんですね。審査結果だけがだだっど書いてあるだけで、審査過程まではやはり明らかにされていないというのは、ちょっと議会での議決を経る必要のある案件としては、もう少し今後検討を要する必要があるのではないかというふうに思いますので、その点についてしっかり全庁的に検討していただきたいというふうに思います。

その中で、指定管理者の幾つかがある中でちょっと気になったのがありました。それは、41ページの熊本県総合福祉センターの指定管理候補者の選定というところなんですけれども、これは、熊本県の身体障害者福祉団体連合会と三勢グループという2団体で構成されているところが申請ということなんですけれども、この選定理由の中に、さらなる経費の節減努力により生じた利潤は、施設・設備の充実云々というふうに、利用者サービスの向上に充てる計画というふうにあります。経費を節減したのはこの指定管理者でありますけれども、この利潤というのは、当然県の財産というか、利益というふうに考えていいのかどうかということをちょっと教えてください。

○岡村健康福祉政策課長 実は、この会議室の使用料等につきましては、利用料金制度をとっております。指定管理者の収入ということでもございます。

いろんなPRを含めまして、そういった活性化が図られますと収入増になりますので、収入増と支出の差額につきましては利潤とい

うふうに呼んでおりますけれども、その建物自体の維持修繕等々に充てるようになってございまして、今度も、例えば、わかりやすいサインの見直しでありますとか、駐車場におきます障害者の方々への駐車場の表示でありますとか、いろんなそういう維持補修に使うようになってございます。

そういった意味で、そういった収入の方が上回ることになれば、いろんな広報活動含めて利用活動、それから維持修繕等々に回せるという意味で考えておるところでございます。

○大西一史委員 その点に関しては確認できましたのでわかりました。

それで、実はこの指定管理者がどういう運営をしてきたかということ私たちも調べるというのは、この資料には出てませんでしたので、県のホームページで見て、管理運営評価表というのが出てますから、19年度のやつ、ちょっと調べてきたんですけれども、その中で、ここは非常にしっかりやっているという審査結果でありましたけれども、利用者からの意見等々の中には、隅々まで清掃されていないとか、若干の余りよくないというクレームが14%、悪いというクレームが3%、清掃状況に関してだけで言えばですね。おおむねよいというところがあるんですけれども、例えば、じゃあこういう細かな意見に対して、しっかり指定管理をされる企業あるいは団体に対しては注文つけていただかないかぬというふうに思います。

そういう意味で、私は今回わざわざこれ、議会で——これはもうここだけでなく、ほかの団体もいろいろ調べてみたんですけれども、いろいろやっぱりそういう細かな意見というのがあります。やはりできるだけ利用者サイドに立ったあれをやっていただきたいということでありますので、これを認めないというふうな中身ではないと思いますけれども、

その辺についてはしっかり指定管理者の方に県の方から言っていただくようお願いをしておきます。

以上です。

この辺に対して何かコメントがあればどうぞ。

○岡村健康福祉政策課長 ありがとうございます。

私どもとしまして、なるべく現場に足を運ぶようにしておりますし、指定管理者の方から毎月きちっとした報告を出していただいております。

なるべく現場に運びまして、いろんな意見を直接つないで、よりよい管理なりに努めてきておりますし、今後とも一層やってまいりたいと思います。

○大西一史委員 今のところ以上です。

○中原隆博委員 私自身も、この指定管理者制度、この4つですね、これについてお話をお聞きしたかったわけです。

今の大西委員の質疑に対しての回答で、ほぼ私自身も納得するわけでございますけれども、健康福祉政策課の中の総合福祉センター、700点満点の432点と。その中で選定理由が述べられておるわけですね。その後、今度健康センターにおきましては、700点満点の368点と。それから環境センターですね、これはやっぱり700点満点かどうかということをお聞きしたかったということと同時に、上天草アクティブセンター、これも362点というように形で選定理由というのが事細かに書いてありますけれども、ちょっとこの選定理由とその700点満点の合計点といえますか、ちょっと乖離しているような印象も持ったものから、その点はどうだったのかなということで、今の答弁で大体納得はしておりますけれども、もう少し補足して御説明できる点があ

ればお伺いしたいと思います。

○岡村健康福祉政策課長 まず、総合福祉センターにつきまして御説明を申し上げます。

今委員御指摘ございました700点満点中432点というふうになってございます。実は700点のうち210点相当分が価格関係に係るものでございます。残りの490点が、いろんな利用者増加に向けた取り組みとかサービス向上に向けた取り組みとか、いろんなものでございまして、実はここにつきましては、490点のうち418点、85%の点数がとってございます。ただ、先ほど申し上げました210点を占めます価格に関する部分につきましては、自動計算ということに全庁的にしております、実は14点でございます。これは議案の方の41ページに書いておりますが、提案価格が4,410万円でございます。実は基準価格を4,737万1,000円ということで設定しております。これはかなり厳しく基準価格を設定しておるものですから、結果として300万円ほどは安い提案価格になっておりますけれども、その差の分が、自動計算でいきますと、先ほど申し上げましたような点数の評価としかならないということになってございます。

私どもといたしましては、基準価格も非常にシビアに査定しておりますので、冒頭申し上げました418点、85%相当をもって適正だということで判断をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○中田健康づくり推進課長 今の岡村課長の説明とほとんど同じでございますけれども、健康センターにつきましては、自動計算部分では、1人当たり30点満点中の1点、2点であったということございまして、その部分を除きますと、490点満点で換算しますと360点を獲得いたしております、73.5%の得点となっております、健康センターの指定管

理者として十分に評価できるものだというふうに考えているところでございます。

○植木野環境政策課長 環境センターにつきましても、点数で一番——700点満点ですけれども、先ほど健康福祉部の方からも説明がありましたように、価格の面についてかなりもうできるだけ絞った形でうちも評点つけているものですから、そこはなかなか価格面で点数が上がらない、逆にもうそこがゼロに近いというふうな点数なものですから、こういう点数になっております。

ただ、ほかの面につきましては、十分やっけていけるというふうには判断をいたしております。

○久保自然保護課長 自然保護課でございます。

天草のビジターセンターにつきまして、やはり価格的になかなか厳しいというふうな形で評価がされております。受託者とすれば、もう少し委託料を上げてくれというふうな形があるんですけども、このあたり厳しい報告になっております。

あとにつきましては、点数的にはいいんですけれども、結果的に362点かなという形でございます。

○中原隆博委員 今のお話を聞いてよくわかるんですけども、皆さんは何点満点の何点だということで、ちょっと低過ぎるんじゃないかというような形にもなりますので、今みたいな形を今後説明の中に入れていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 障害者自立支援対策臨時特例交付金について伺います。

自立支援法ができて3年後の見直しだったんですけれども、厳しい声が出ていたので、前倒ししていろいろ制度改正がされてきたところなんですけれども、今回の改正で負担軽減が継続されるという一定担保されました。さらには、福祉サービスの報酬の改定で、事業者さんの方も大変厳しい状況の中から事業継続ができるだろうというような見通しも立ってきましたけれども、先週新たにさらなる見直しということも含めて発表されていますけれども、今回の特例金での改正での効果とその次に行われるであろう改正への見通しで、障害福祉の部分でどういった展開がされるであろうかということをお大づかみで。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

18年度に1度交付を受けて、今回が2度目の交付ということになりまして、18年度の1回目の交付につきましては、15億7,900万円の交付金を受けております。

それで、18年から20年度までの3年間の実績でございますが、15億円のうち、残りしました金額8,900万円ということで、当初の基金について計画どおりほぼ執行できたような状況でございます。

21年度の2回目の交付金でございますが、11億円余の基金がさらに追加されるということになりまして、使途については大きく2つございまして、1つは、事業者の経営の安定ということと、それから自立支援法への移行を促進するということございまして、特に自立支援法の促進につきましては、施設または病院から地域へ移行した場合に、とにかく必要となるのは住まいの場の確保とそれから就労という点でございます。そういう点から、グループホームとかケアホームがかなりここ3年間で推進されたということもございまして、それから障害者の就労を支援するということで、一般企業で障害者の実習の受け

入れ等もかなり進んできたというところがございまして、経済対策というのも含めてでございますが、法が目指す障害者が安心して地域で暮らせる社会の実現に向けて、そういうふうに分分推進してきている状況かというふうに思っております。

○平野みどり委員 就労に関してです。一般就労移行を含めた就労移行支援というのが、なかなか手がけてくれる事業所がなかったりで、今回この拡充でそれが進むことを期待しているところなんですけれども、と同時に、これは商工観光労働部なんでしょうか。障害者就労生活支援センター、あれが保健圏域で1カ所つくるようにと国の方からは言われていますけれども、本県の場合、4カ所ですかね。今後のそこら辺の見通しというのは、どこが担当で、どことが連携してやっつけらっしゃるかとか、現状を把握した上での新たな設置についてはどんなふうにご考えておられますか。

○前田障害者支援総室長 担当は商工部の担当ということになります。

まだ聞き伝えでございますが、来年度に場所の増を考えているというような話は聞いております。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 今の障害者自立支援のことに関連して、今回基金条例の一部を改正する条例ということが出ておりますけれども、その案の中に、基金の設置目的に、福祉及び介護分野の人材確保を追加するというふうになっております。このことについてもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

○岡村健康福祉政策課長 福祉・介護人材確保対策といたしましては、大きく3つほどあ

ると思います。労働環境の整備と人材の定着、それと人材の参入を促進するというような要素がございます。

人材の参入を促進するという観点からは、先ほど御説明申し上げました修学資金の貸付事業が大きく1点ございますし、具体的に申し上げますと、緊急経済の健康福祉部関係の9ページでございますけれども、恐れ入りますが、実はこの基金の対象範囲を広げるということで、9ページの5番でございます。一番下に人材確保が厳しい福祉・介護分野に人材の参入を促進するため云々ということでございまして、先ほど申し上げました修学資金の貸付事業のほかに、4本ほどの事業が予定されておりまして、これは当初予算の中で御説明申し上げることとしておりますが、ここにありますように、進路選択学生等支援事業、あるいは潜在的有資格者等養成支援事業、あるいは職場体験とか、こういったメニューが4つほど加えられておるところでございまして、財源的にこの基金を使ってやっていこうということで方針が出ましたものですから、そのように対応をすることといたしておるところでございます。

以上でございます。

○山口ゆたか委員　じゃあまた当初にお伺いします。

○重村栄委員長　いいですね。

○大西一史委員　ちょっと補正予算の件で。

先ほどちょっと謝罪も冒頭ありましたけれども、例の光化学オキシダント監視体制緊急整備事業、測定局の設置のこの入札の設計金額の算定ミスということですが、これについて、いろいろ説明を課長からいただきましたけれども、後からまた追加して説明聞きよったら、また余計わけわからぬようになってきまして、これじゃあ間違えるはずだな

というふうな気がいたしました。やっぱりこういういった間違いを防止するというのは——確かに職員がなかなかこういう大きなあれになれてないという部分もあるのかもしれませんが、プロとして、それは許されない話だと思います。

そういう中で、再発防止しますよと簡単に言われますけれども、どうされるおつもりなんですかね。

○福留環境保全課長　ひとつ御説明させていただきますと、こういう測定局をつくる事業といいますのは、私たちの環境保全課にとりましては、10年に1回あるかないかの事業でございまして、非常に担当職員もふなれな中で、関係課、専門家がいるところに聞きながら自分たちでやったというところでミスが生じております。

したがいまして、再発防止という観点からは、県庁内の専門家がいる部署、ここと緊密な連絡をとりまして、チェック体制を確立して、その上で、これからやる再入札におきましては、再度の間違いが絶対ないようにしていきたいと思っております。

○大西一史委員　専門家がいるといたって、それは担当課が専門家であってですね、と私は思います。幾らそれが——例えば土木の部分のそれは、監理課あたりが、それは一番なれておられるのかもしれませんが、やっぱりそういうことが、10年に1回とはいえ、やることのあるということであれば、職員のスキルが低いと言わざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味では、ちょっと厳しい言い方かもしれませんが、部長、これは職員全体で、そういった入札、あるいはこういう積算なり計算をすることがあるおそれがある担当のところでは、しっかりこの研修をやりたいなというふうに思うんです、

全体的な研修をですね。

その辺について、今後、部長として、これはもう環境生活部、健康福祉部もあるのかも知れませんが、ちょっと御見解聞かせてください。

○村田環境生活部長 今回のケースは、非常に仕事の仕方としても、ある意味では、百分率の計算ということで、0.04%を掛けないかぬところが4%掛けてしまうという結果に終わっているんですね。そういうふなれでもう片づけられぬ問題もありまして、おまけに、さっき補足説明もありましたように、二重の間違いをやっている。

本来のやり方とすれば、土木の方に丸々お願いするという手もあるんです。ところが、年度当初そういう事務があるよということを土木と調整してやるんですが、この事業が6月補正であったがために、突っ込みがなかなか土木の方と調整がついてませんで、結果的に手作業でやるというふうな事態になりました。

しかし、そうは言うとはれませんが、今回も、幾つかの、例えば、うちの自然保護課のトイレの事業であるとか、当然廃対の方もハードな事業がございます。そういう意味では、それに携わる職員のまずベーシックな部分としての知識というのは今おっしゃるとおりで、そこらあたりをどう資質をまず高めるといことが1つ、それからもう一つは、どうチェックをするか、部内でやる以上は、部内でどうチェックをするかというのを考えていかぬかというふうに思っております。

あわせて、やはり習熟しているのは土木なり農政なりの方が習熟しておりますので、そちらとの連携をとるといことがもう1つ考えられるかなというふうに思いましたが、今回のケースは、もうある意味でまさにふなれがゆえにやったとは言っても、我々行政事務をやる上では、事務処理もチェックも、私自

身がもうお粗末と言わざるを得ないふうに分では受けとめておりますので、そういうものを反省しながら、先ほど言われたような研修あるいはチェック体制、そういうものを充実していくように頑張りたいと思います。

○森枝健康福祉部長 健康福祉部でございますけれども、健康福祉部は、設計等は土木部に基本的をお願いしているわけでございますが、一部を我々でする部分につきましては、私自身が感じておりますのは、OA化の進展に伴って、多少自分で書くとか、自分の鉛筆でチェックをするというようなことはなかなかそういう経験がなくなってきておりますので、下手をすると、基本的な事務処理能力が低下する危険性があるのかなと思っておりますので、最低そこら辺はやっぱり、OAは活用しつつも、そういった基本的な事務能力が落ちないように、そういう研修とか、そういう能力を維持していく必要があるかなというぐあいには考えております。

○大西一史委員 ミスのリカバリーについてはしっかりやっていただきたいということに尽きますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、ただこれが、結局入札がおくれて繰り越しをして、そしてその分事業は、測定作業がおくれるわけですね。その影響は当然出てくるわけですね。やっぱり気象の、気候がちょうど今変わり目のこの春の季節ですね、やはり本当は今とっておいた方がいいデータがとれないとか、結局これは県民にとって大きな損失になるわけですから、その点を強く意識してやっていただきたいというふうに思います。これはもうこれ以上申し上げません。

それともう1つだけ、ごめんなさい。

4 ページ、これは保健所の管理運営費の中の菊池保健所の耐震改修工事ということで、これは緊急経済対策の中の一環ということで入っておりますけれども、このIs値が低い、

つまりこの耐震基準をある程度満たしていない、0.68というのを満たしていないというところで今回されるというふうに思いますが、こういう箇所が、この保健所で、ほかに耐震基準を満たしていないのはどこがありますかね。

○岡村健康福祉政策課長 保健所の中では、天草保健所が1件あります。ただ、天草保健所は菊池保健所よりも若干Is値は高うございまして、菊池の方を先にやるということで、菊池の方をお願いしているところでございます。

○大西一史委員 ということは、菊池保健所と天草保健所をやれば、あとは保健所の関係はないということですね。

○岡村健康福祉政策課長 はい。ただ、今別になっているものですから、総合庁舎の中に入っている保健所はちょっと担当しておりませんけれども。

○大西一史委員 ちょうどその話をしようと思ったんですが、総合庁舎も含めて、これから今県の財政再建戦略の中にも入っていますけれども、地域振興局の見直しとか出先機関の見直しとか行われる予定になってきます。ですから、こういった耐震基準は当然満たしていないものはできるだけ補強しなきゃいけませんけれども、そういった中期的な計画とあわせてこれをやっていかないと、非常にむだになってしまうようにしないといかぬのかなというふうに思いますので、天草がもう1カ所あるということでもありますから、これは当然、まあ27年度までに100%ということでもありますから、やられると思いますが、その辺もあわせて、出先機関の統廃合等をにらみながら検討していただければということをお願いしておきます。

以上です。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 53ページの公営企業に対する貸付金について、もうちょっと具体的に説明をいただけないかなと思います。よろしくお願いします。

○小嶋水環境課長 この公営企業への貸付金につきましては、企業債の元利償還金に、先ほど申し上げましたように、一般会計から繰り出しも行っております。それを行いましてもなお資金不足が生じる場合のために、53年度から、一般会計からその資金不足を貸し付けという形で行うというルールができておまして、当初予算の段階で4億8,800万円余の資金不足が生じるということで、同額の貸付金を計上しておったものでございます。

今回の減額補正につきましては、先ほども御説明申し上げましたが、資本費平準化債というのが企業債の中にあるわけでございますけれども、これが工業用水関係の事業についても起債の発行が認められるという形になりましたので、それが1億9,000万円余を発行できるような形になってまいりまして、企業局の方でその分については起債で財源振りかえを行うということになりましたので、一般会計の方からは同額の貸付金を減額すると、そういうふうにさせていただいているところでございます。

○山口ゆたか委員 それは見ればわかるんですけども、平準化債の発行と一般会計からの貸し付けの減という中で、一般会計も苦しい現状というのはわかっておりますし、ただ、平準化債をどう発行していくのかということも今後の課題だと思いますので、2億弱のこの額を今後どのようにして考えていかれるのかとか、今回の平準化債の発行が具体的に企業

局の会計に与える影響というのはどれくらいになるかとか、そのあたりまで算定された上で認められた貸し付けの減なのかというのをちょっと聞きたいと思います。

○小嶋水環境課長 今先生御指摘のとおりでございまして、この資本費平準化債というのは、やはり元金の償還分を後ろにずらす、そのための資金を一応起債していいというふうな制度でございまして、これにつきまして、やはり経営という観点からしっかりと検討した上で必要な分を起債するという形で、企業局の方と県の財政課の方で検討をして必要最小限のものを一応今回平準化債を発行しよう。

今先生おっしゃられましたように、ここしばらく一般会計の方が大変厳しゅうございますので、そういった点も加味されていたのかなというふうに考えております。

これにつきましては、また21年度の当初の中でも同じような形で、今度は当初の中に盛り込まれてきているところでございます。

○重村栄委員長 山口委員、よろしいですか。

○山口ゆたか委員 その際にまた……。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

ないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、この議案には、先ほどの訂正部分を含めたものを議案といたします。さらに、第4号、第17号、第22号、第24号から第27号まで及び第38号から第41号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外11件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外11件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、その他に入りますが、3月16日に後議の委員会がございまして、本日は、急ぐ必要のある案件についてお願いをしたいと思います。

何かございますか。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございまして、実は、職員の交通事故に係ります和解及び損害賠償額の決定の報告について、職員の氏名の公表につきまして、我々いろいろと御議論をいただいたところでございますが、実は、12月定例委員会におきまして、12月19日開催の個人情報保護制度審査会において意見を求める旨の報告を申し上げます。

実は1月26日に答申が出されておまして、次の3点の理由で、県職員の氏名の外部公表は適当ではないとの判断が示されたところでございますので、御報告申し上げます。

3点のうち1点目は、審議に当たって、事故の概要、損害賠償額等が必要な情報であって、県職員の氏名は必ずしも必要な情報とは認められない。2点目が、和解の当事者は県であり、職員は当事者ではない。3点目が、県職員の事故防止のための意識向上を外部公表をもってはかることは適当ではない。

以上3点をもって、先ほど申し上げましたような答申がされたところでございます。

ただ、これを機会に、報告議案には必ず添付資料をつけまして、記載内容を統一することといたしまして、特に職員につきましては、所属・役職を必ず記載することといたします。

いずれにいたしましても、交通事故の未然

防止にはこれまで以上に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○重村栄委員長 済みません、時間が大分たって、1つだけ質問させてもらってよろしいですか。

廃棄物対策課長にちょっと聞きたいんですが、私の地元のすぐそば、南関町に公共関与の埋立地の話が進んでおりまして、いろんなときにいろんな形でお話を直接住民の方から聞かされたり、いろんな問題点を指摘されたりするケースが結構あるんですね。

そういうことも絡んで、今ちょっと菊池で九州産廃と菊池市が埋め立ての期間短縮の協定を結んでいたものを破棄するというふうな話が出ておりますね。こういった話がどういう形で公共関与に影響するのかよくわかりませんが、ひょっとすれば間接的に影響してくるんじゃないかとちょっと心配をしているんですよ。そうなったときに、せっかく話がうまくいきつつある中で悪い方に行っちゃ困るなど、逆に個人的な心配をするものから、あえてここでちょっと聞かせてもらうんですが、この九州産廃と菊池市の問題、今どんなふうになっているのか。そして、この絡みで県が立会人になっていると、協定されるんですね。県としては、この問題について、どういうふうにお考えを持っているのか、どういうふうに対応しようとしているのか、その辺をちょっと簡単によかったらお聞かせできませんか。

○山本廃棄物対策課長 まず、公共関与につきましては、地元の方たちの御理解を得られますよう誠心誠意御説明申し上げ、事業に全力で取り組んでおるところでございます。

お尋ねの菊池市の案件でございますが、これは、菊池市と会社が平成10年に環境保全協定を締結したものの、会社の産業廃棄物処理施設に関しまして、市民を巻き込んだ地域紛

争が続いておりました。

しかし、平成18年8月に、菊池市、会社、それに菊池市民、県も含め、最終処分場操業の4年間の短縮、それからこれに伴います営業廃止補償と、それから新設最終処分場に関します農振除外手続及び設置許可について解決案の合意が成立いたしまして、長年の地域紛争に解決の道筋をつけることになりました。そして、平成19年2月には、県は新設処分場の設置許可、菊池市は農振除外手続の終了、それから3月2日には、会社は工事に着工するということことができました。最終的には、3月28日には、変更協定の締結ということになった次第でございます。

このような変更協定締結までの主要な流れからは、会社の白紙撤回という主張には理由がなく、この協定は関係者にとって重いものであり、遵守されるべきものと考えております。

次に、会社が白紙撤回と主張しております根拠であります市の努力目標に関する文書についてでございますけれども、これは、会社が処分場の設置許可を得た後に、一般廃棄物の業務委託に関し、会社から提出され、これに菊池市が回答しているものでございます。

今回の会社の主張は、この努力目標のうちの一部が実現しないので、変更協定そのものを白紙撤回するというものでございます。

菊池市は、会社の主張には根拠がなく、協定破棄には応じられない、しかし、今後も誠意を持って協議を行うとしております。

県といたしましては、これまでの経緯を踏まえ、協定破棄には応じられないとする菊池市の方針を支持いたしますとともに、引き続き市と会社の双方が誠意を持って協議を続け、市民生活の安定と会社の事業活動の調和が図られるよう願っております。また、これに協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○重村栄委員長 ありがとうございます。

いろいろな経緯を踏まえて今の協定ができて、会社側の主張点あるいは菊池市の主張点、かみ合っていないわけですよね。そんな中で、いろいろな住民を巻き込んでまでの動きが今出てきているようでして、そういった意味で、早くこの話はきちんとしていかないといけない問題だと思いますので、県も、その当初、協定を結ばれたときの立会人という立場もありますので、県としての意向をきちんと伝えていただいて、余り住民と行政と巻き込んでがちゃがちゃなることは好ましくないんで、そういった面、早く問題が解決するように県も何らかの形で対応していただきたいと、そういうふうに思いますので、よろしく願います。

それと、参考までに申し上げます。課長が説明していただいたその時系列的ないろいろな動きを今御説明いただいたですね、いつごろ何があったかにがあってとか。もしよかったら、その時系列の動きをまとめたものをいただけると、ちょっとこちらも勉強しやすいので、よかったらお願いできませんでしょうか。

○山本廃棄物対策課長 後ほど皆様に。

○重村栄委員長 それでは、以上をもちましてきょうの委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時29分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長